

育児用品購入費補助のお知らせ（平成30年度～）

子育てを支援するために、男鹿市内での育児に必要な用品の購入費の一部を補助します。

- ※ 補助をうけられる方
購入及び申請時に男鹿市民で、購入費補助金申請時に2歳未満の乳幼児の保護者であること。
平成30年4月1日時点で、既に2回申請されている方は対象となりません。
- ※ 補助の金額
 - ・1回の申請購入金額（消費税込）の2分の1、1万円を上限とします。（百円未満切捨）
 - ・乳幼児1人につき、2回まで。
- ※ 対象品目
 - ・男鹿市内で購入したもの、新品であること（中古品は対象外）
 - ・チャイルドシート、クーハン、乳幼児用ベッド、乳母車、歩行器、乳幼児用ラック、乳幼児用いす、幼児用三輪車、ミルク、オムツ、乳児用衣類等育児に必要なもの
 - ・チャイルドシートについては、国土交通省の認証マーク（「自C-〇〇〇」の表示）及び欧州基準ECE規則、米国安全基準（FMVSS）に適合した製品であること
- ※ 申込みの際に必要なもの
 - ・男鹿市育児用品購入費補助金交付申請書
 - ・領収証原本（レシート不可。確認印押印後、返却します）
 - ・印鑑（シャチハタ印は不可）
 - ・保証書、取扱説明書
 - ・振込口座預金通帳（申請者名義）
- ※ 申請窓口
生活環境課総合窓口、若美支所、各出張所、健康子育て課（郵送も可）

お問い合わせ 〒010-0511 男鹿市船川港船川字片田 74
男鹿市役所 健康子育て課 子育て支援班
TEL 27-8074